

関西労災職業病 No.26

関西労働者安全センター

1976.6.30 発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

主張

労働行政の自動化が進んでいる。

春斗さ中の5月19日、労災保険法改悪案が国会通過した。労組幹部が労働者大衆の闘う積極性を引き出すどころか逆に封じ込めているのに安心したのな、資

反動労働行政 封じこめの闘いを!!

放置する時、敵は災害補償の労基法

本・政府行政は「この際、不況に備えて金にならない被災労働者は早いところ始末してしまおうな」とでも言わんばかりに文改悪を断行したのである。

地方末端の労働行政も上にならえ、で長期療養者の整理に精を出している。闘う労働者を分断し、手ごわい部分への懐柔と弱い部分への弾圧、「行政の都合」の押しつけが組織的に封じている。我々

は個別の闘いを再結集し、反動行政への反撃に転じねばならない。まず改悪労災保険法を骨抜きにする闘いが必要である。改悪阻止を闘った大衆は広汎に存在したし、現在も存在している。我々は闘いがまだ終わっていないことを再確認しよう。来年4月の改悪法実施に備え、敵は今その足場固めを進めようとして許してはならない。遂に闘う力を結集し、労働行政を包圍し、改悪法を「六法辞典の中に封じ込めてしまおう」とか必要である。被災労働者の首切りを許さないために、その力関係を行政との間につくり出していかなねばならない。大衆が立ち上り、その力を敵に結集するとき、改悪法は「死ぬ」であらう。遂に闘わず、放置する時、敵は災害補償の労基法から削除という攻撃に転じるだろう。弱い部分への弾圧を許さず、労働者は結束して反動労働行政を封じ込めよう。闘いの蓄積を結集し、改悪労災保険法を殺す闘いを一大大衆闘争として闘い抜こう!

労基斗争を

組織的に闘おう！

〃 労竹基準行政の現状とその分析 〃

主張でも述べたように、労働省の労災職業病斗争に対して、労働行政は極めて組織的・階級的な対応を示している。そして、その基本方針は一言でいい尽くすことのできる。つまり「強い部分は優柔し、骨抜きにし、弱い部分は徹底

的にたたきつぶせし。これである。今月の特集では、大阪を中心に現在安全センターがななめついている労基署・局斗争のいくつなを紹介する。その具体的な事実なら現在の労働行政の実態・弱点を分析し、行政斗争の一つの指針としていきたい。

京都・労基局

分析策動で

執ように抵抗

じん肺患者同盟は現在、京都労基局に、じんの肺・マンナン中毒患者診とマンナン中毒患者

の労災認定を要求している。
マンナン中毒の認定では無理矢理に労働省

に認定を香ねようとして、健診ではアリバイン的な健診をやるうとしたりしている。何百人いるか知れない府下のじん肺・マンナン中毒の患者に斗いが広まることを恐れているのだ。

この様な策動は、患

者と組織労働者一体となつた交渉で次々に打ち破られていくが、最近両者の間に分断を持ち込む策動をするなど執ように抵抗している。

付け加えておきなればならないのは、勤労学生の間が不服審査でも却下された事である。京都では一昨年「新幹線保線作業のじん肺法適用」「胃がん死のじん肺患者の労災認定」など労働者の怒りに屈服する事例が続出した。その後、局長と次長が交替されて以来、労働省からのしめつけが厳しくなっている。通受却下はその象徴で、頑として認めようとしなかつたのである。

京都下監督署には、
 タクシー労働者の肝炎、
 事務労働者の
 ケイ腕など数
 多くの労災申
 請をしている。
 これらに対す
 る署の対応は
 実に親切であ
 る。「労働者
 を刺激しない
 のが最上の労
 働行政」であ
 ることを心得
 ている様だ。
 このことは京都の他
 の署でも共通している。ある。

【京都・下 監督署】

斗争封じこめの 進歩的行政

「革新行政の中でそう
 した行政が身についた
 のであり、
 一方、「他府
 県なら配転し
 てくる労基局
 の課長クラス
 はお上根性が
 しみついてい
 るので労働者
 ともめる」の
 だそうだ。
 進歩的な行
 政の本質とは
 斗わない労働

【敦賀監督署・福井労基局】 本人無視の政治的対応

私達は昨年、敦賀労
 基署、福井労基局との

斗争を経験してきた。
 敦賀署では 8月、署

長と2人の課長が「若
 佐氏の労災は早急に認
 定しなければならぬ」
 と確認書を書いたの
 に、「福井局と相談し
 てやっている」ので独断
 ではできない」と署長
 自ら最終決定権を放棄
 する発言をした。早速
 福井局に抗議にいくと
 福井局は原発労政を担
 う能力が全くないこと
 を露呈し、局長は警察
 権力の力を借りてそれ
 をおおいなくすという
 態度で私達に対処した。
 結局、10月に敦賀署は
 マスコミに一方的に不
 支給決定を公表すると
 いう対応に出た。内容
 は本人の事情聴取、主
 治医の診断書無視の全
 く不当で政治的なもの
 だった。現在「公正な
 労災審査を要求する」
 署名運動を展開し、審
 査官への斗争に取組中。

26号の案内

主張 (1ページ)
 反動労働行政封じこ
 めの斗争を!

特集 (2〜8ページ)
 労基斗争を組織的に
 闘おう

▼労働基準行政の現
 状とその分析

- (京都局・下監督署・
 敦賀監督署・福井局
 八日市監督署・守口
 監督署・茨木監督署
 西監督署・大阪局・
 尼崎監督署)

三池労組結成30周年
 集会に参加して
 (8〜10ページ)

ニュース (11〜13ページ)

緊急アピール (14〜15ページ)
 闘う被労働者への
 弾圧を許すな!

寄稿 (16〜18ページ)

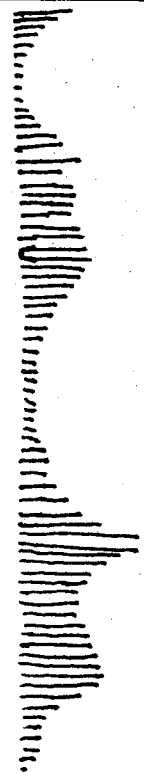
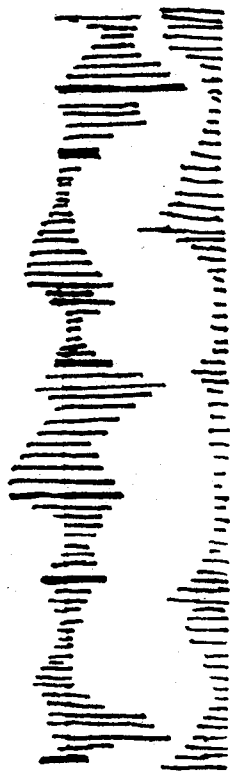
【滋賀・八日市監督署】

被災者圧殺 〓 やりたいたい放題 〓

八日市監督署が、じん肺のために胃腸手術ができなくて死した人の労災を却下した。全金三豊工業支部の鎌田さんの労災を不当に打ち切ったのと同じ監督署である。

滋賀ではまだまだ労災闘争が弱体なために彼らはやりたいたい放題で労働者を圧殺している。遺族は現在不服審査を請求している。そこ

で、労基局の審査官に交渉を申し入れたところ、「鎌田さんの認定で労働者なら、交渉に絶対に応じるな」ときつい目玉をくらった。と答えてきた。労働者はどんな個別闘争も階級的にとらえてすぐ手を打ってくるのだ。我々も敵に負けず、階級的に闘わなければならぬ。



退職者も含めた全員
の健診をするよう企業
に対し行政せよ、との
要求で監督署
交渉を続け、
3月には一応
署との確認を
ならとって
いた。

しなし、4
月の人事異動
で署内人事が
なわって以降
会社は診療機
関の問題で難
色を示し、署
もそれと対応
して確認実施
の引きのばし
をはなつてきて
いる。

分会の追及に
対し署は、「労働
者が労働行
政を進める上
で労働者

【大阪・守口監督署】

強硬姿勢で 約束ひきのばし

— 植田マンカン分会 —

の協力はいらない。行政は独自でやるから、健診をするなら勝手にやれ」との対応を示し、それ以上の追及に対しては黙ってしまおうという現状である。又、局へも50年7月4日、7月29日、8月30日に団交で確認したことを早急に実施せよとの申し入れをしたが、それに對して、局も無視の態度を続け約束を守らうとはしていない。

今年1月、北大阪合同労働組合1人の婦人労働者が今から4年前に被災した労働事故について相談に来た。北合同は、この問題を取り上げ、茨木労働署に対する行政斗争を行った。同年2月、「ギワクリ腰を労災認定しないので4年開放した理由は何か」と茨木労働署に詰めより、長時間におよぶ長時間団交をなすに、企業の強制した示談が不当である事を認めさせた。しかしながら、こうした攻勢と労働署の恣意な

【大阪・茨木監督署】

陳情対策要項が復活

をそのまま認め、2ヶ月間労働署の良心性にまかせ、署長の言うとおりにしていたため、認定はもちろぬの事、何一つ誠意ある解答は出なかつた。北合同は4月に再度労働者を排除した。北合同は翌日から連続斗争をつづけ、一月近くも闘い、さらに全港湾沿岸南支部の労働局斗争支援へ行き、局の弾圧を糾弾した。しかしながら、局は「ギワクリ腰は労災ではない」とばかりに、高へ提出された審査していた審査請求に対して「業務外の認定を行つた。北合同は現在もなお茨木労働署を糾弾し、闘いつづけている。

【大阪・西監督署】

目立つ上組資本への弱腰

全港湾沿岸南支部上組分会は、支部安全委員会と共に、クレールンで重症を負つた竹内さんの問題について、監督署に対し、この労働事故の徹底した原因追及と安全対策について行政指導を要求し、過去3度の交渉を行つた。

当初「原因究明」を宣言していた署も上組資本の圧力によって、態度が不明確になっていく。5月中旬の交渉

では8時間及び追及
の末、「事故当時のク
レーン運転手を当面他
の仕事に移すこと」を
上組に勧告する確認書
を克ち取ったが、現在

【西】 全金南大阪との Ⅲ 正面对決さける

全金駒形重鉦支部は
重鉦メッキに伴う硫酸
などのミス、及び目
視によるボイラー熱管
理のために白内障にな
った神宮氏の労災申請
を昨年の秋に行つてい
る。今までの度度の交
渉がもたれ、労職研医
師の意見書も今年3月
に提出されているが、
労基署は主治医（厚生
年金病院の医師）の証
明がないことを理由に
その判断をひきのぼし

この勧告がほとんど上
組によって無視され、
行政もこれを放置して
いる。

ている。
非外傷性白内障の労
災扱いの例が殆んどな
いこと、へまたは皆無
（？）主治医の証明が
ないことなど組合にと
つて悪条件が伴う認定
斗争であるが、署は全
金南大阪との正面对決
をさけ、業務外判定は
行わずに、組合の動向
をさぐっている状況と
いえるだろう。

【西】 現場調査は確認する

全港湾沿岸南支部大
学分会は支部安全委員
会と共に、脳卒中で右
腕重度マヒ、一部言語
障害をきたした菱池さ
んの労災申請を本年5
月中旬に行つた。
菱池さんは2、3年
前から高血圧であった
が、交替要員もなく、

また不備な設備のもと
でのクレーン運転を続
けたために、4月25日
になり発病したもので
ある。現在、署交渉は
一度のみであるが、署
は組合の出方待ちとい
う形で、とりあえず現
場調査を行うことは確
認している。

【大阪・労基局】

局主催で組合に対し
「米運労働実態説明会」開く

全港湾沿岸南支部米
穀運送分会では、3月
初め守口の監督署に対

し、2名の變形性脱臼
節症の労災申請を行っ
た。その際、署は大阪

米穀運送の労働実態に
ついての説明会を開け
との要求もあわせて行
っていた。

4月署の人事異動後
の交渉でも先の要請に
対する約束を再確認。
そして、5月7日、

Interchange of the... (vertical text)

大阪労基局が主催して、
米運の労働実態につい
ての説明会が開かれた。

米運分会では更にその
場で局に対して、米袋
の包装を50%以下とせ
よ、トラック労働者に
余分の作業をさせない

事なども項目の要求を
提出した。

その後5月20日には
守口の監督署長・監督
官らが米運のトラック
に便乗して実態調査を
するなど一たの前向き
の対応を示している。

昨年11月17日の大衆
労基交渉で、造船全職
場へじん肺法を適用せ
よ・上野斤をじん肺管
理4と認定せよ、との
要求を提出。その後2

都合の悪い事には黙り
こめ、他の職員の発言
も次長判断で抑え込む
等の指揮ぶりを發揮し
た。

上野斤の件は、松浦
つたが、分会の「大阪
だけではないから他の造
船所のじん肺健診の結
果へじん肺被疑者など
れぐらいいるのな」、
粉じん量の調査結果を
明らかにせ

月17日には
佐野安分会
独自で先の
要求項目に
ついての局

【局】 実質の伴わぬ ホーズだけの対応

求に対して
は「個別の
企業の資料

国交をもった。その段
階でも、局はある程度
の時間・人数制限を事
前交渉で分会に要請し
ている。実際の国交に
は原次長自ら出席し、

再度審査医と相談する
ことを確認。造船全職
場へのじん肺法適用に
ついては労働省へその
旨伝えたとの返事であ

は明らかにできない
の一点ほりぞ、何ら向
題解決への積極姿勢は
みられなかった。

【尼崎監督署】

「必要ない」
「関係ない」
か要求への返事

全金阪神支部では、
36協定なしで時間外勞
働・休日出勤させ、特
に女性労働者に対して
も保護規定を守ってい
ない福田工業所及び元
請のヤンマーに対する
実態調査と指導を尼崎
監督署に要求してきた。
しなし、支部がヤン
マーを告訴するまでは
署は殆ど対応せず、よ
うやく調査しても結果
は検査へ報告したのみ
である。又、署の指導
責任追究についても、

「今は検査で肉題になつてゐるのだから署は関係ない」という態度を疑はせてゐる。

更に、ヤンマー作業場内の有機溶剤や粉じん職場の定態に因しても、要精検者の2次検査は法的には根拠がなから不要であるとな、粉じん量は規準内であり発汗物質も量が少ないから指導の必要はない、といった様な企業ベツタリの姿勢を改めようとしな

【尼崎】 企業の言うことは そのままうのみ

尼崎港運の下請として黒崎産業に入社、その翌日のスクラフ積この作業で、スクラフアの破片が左眼にささり、更にトラウマから転落するといふ2重の災害にあつた鄭さんは左眼失明事故当時の安全管理責任を明らかにするために署と交渉をも

つてきた。尼崎港運の安全作業責任者、及びクレーム合図者が誰であつたか、又、黒崎産業への2年前の指導書の内容とその実施状況を明らかにせよ、と尼崎監督署に要求してきたのだ。中でも指導書は裁判資料として提出を求めたも

のだから出そうとはせず、指導書そのものについて、口頭であつた、いやちがうとコロコロその場により対応がなれる始末であつた。尼崎港運、黒崎産業に法律違反はないときめつけ、当時の状況について鄭さんとの意見のくい違ひに因しては判断しないという、全くふざけた対応を署はとり疑はせてゐる。

三池労組結成30周年集會に参加して

北摂地区評労災取業病対策会議

豊田 正義

6月13日、私と国労新幹線支部 森村書記 長、北摂Cの患者と守

る会 屋島事務局長、大阪総評 宮崎氏らは三池炭鉱労組を訪れた。

今年には三池炭鉱労組結成30周年にあたり、その祝典と、三池斗争

16周年を記念して大集會が開催され、対策会議として招待をうけて参加したのである。集會は、市川総評議長、岩井章氏(元総評事務局局長)をはじめ、全国・地元より3000人が結集して盛大裡に

南催された。

三池の歴史 人殺し三井への 闘いの歴史

三池は「労災斗争の原点」といわれる。私もそう思う。しかし、言葉のもつもつと深い意味で原点としての三池がいかに位置づけられるのなを集会に参加した3日通を通じて考へ続けた。

そして私なりにえた結論は、原点とは三池斗争の総略線にあるということ、即ち、三池労働者と主婦は、労災職業病斗争を「健康を守る闘い」として一元化することなく、この闘いを労働者自らの闘いとして闘いつづけ、

命を守る闘いを労働者階級解放の重大な戦略的闘いにまで発展せしめたところに、原点としての三池斗争のもつ階級的な位置付けがあるとと思うのである。

集会の冒頭、司会者は「赤権の歌」の流れる中で集会参加者全員に起立を求め、組合結成以来、三井資本に殺された仲間800余名

三池の取場斗争は革命の子

60年安保とともに斗いぬかれた三池大斗争——この大斗争がひき起こされた要因は高度経済成長政策にもなう。支配階級のエネルギー政策、つまり「石油」から石油へしによるもの、とよく言われるが、総資本あげて三池労組に襲いかけたその意

の重に黙殺を捧げた。会場内のありこちなら鳴咽の音が聞かれた。実に三池労組の歴史はそのまま、人殺し三井に対する闘いの歴史であり、労働者であり続ける限り、命を守り人間の尊厳を守りぬく闘いを貫くことは不可分であったのである。

図るものは、経済的な要因はあくまでも二次的のものであり、それは何よりも三池労働者の命を守る闘いの中に、人殺し合理化への闘い、職場斗争の中に支配階級は「革命の火花」を見出し、それに恐怖したならに外ならない。

当時の日経連 前田専務理事は「三池の職場斗争は革命の子」と支配者特有の感覚で、もって三池の闘いのもつ本質を見ぬいていた。斯なりの60年安保斗争の高揚は、既成指導部の「議会制民主主義を守れ」などの陳腐な方針とは別に、三池斗争の火花が全国に野火のように拡大する状況にあった。集会に先だって上野に集った「安保」と三池にうつついだされたボツパル決闘に決集した全国の労働者、学生の姿、さらに暴力団によって殺された又保清さんと国会構内で権力によって殺された権美智子さんの遺影を先頭にした感動的な一万人の怒りのデモなどは、当時の状況を不ウツとさせている。

労働者が職場の主人公に！

命を守る闘いとは、労働者階級の解放の闘いにまで飛躍させた力はどこにあつたか。私はこの力は唯一、職場労働者にあつたと思う。そして、労働者をトコトン信頼し、労働者に依頼し、彼らを思い切つてたらあがらせた労組指導部の人民革命路線とも言うべき組織路線がそこにあつたからと思う。それはヤシ者が三池斗争をば軽々しく論ずべきではないことを事実をもって教えている。現実を理論よりもはるかに豊かにならである。

この力が三池斗争の前夜である34年には、死と災害のにまで迫る災害阻止の闘いを生み

出したのである。(この年の死者は1名。なお、三池斗争終結後、現在までの死者は545名)

三池労働者の命を守る闘いの歴史が改めてわれわれに教えるものは、労災・職業病斗争の基本路線は、災害源除去をめぐる闘いを通じて、資本によつてさ

未来をめぐる労災斗争

集会の最後に、古賀組合長は「労働者の命を守りぬき、解放のために闘いぬく」と力強くアピールを行った。

集会を終えて、私らは、日常の闘いの中なら未来をめぐる闘いを

げすまわ奪われた労働を職場労働者の手にとりもどし、労働者・人民を労働災害・公害によつて殺さぬば一日も存続しえぬ支配階級にとつて代り、「職場の主人公」として労働者が登場するために闘う、という破壊と建設の闘いを、いかにやるとおすかにある、ということである。

すすめる環として、労災職業病斗争があると、いうこと、この闘いを可能ならしめる客観的条件を、帝国主義者共は労働者階級に与えつつある。70年代というものを改めて考えた

次である。尚、この斗争における日共系医師の全面撤退にもなわゆる、3名の医師が13年にわたリ、黙々となわわりつづけている姿に深い感銘をうけたことを付記する。

映画紹介

「三池の闘い」完成!

□ 16mm 上映時間1時間

□ 国労大阪新幹線支部で近日購入
(ご希望の方にお値します)

連絡先・安全センター又は新幹線支部へ

前線から

北大阪

又労モビル大阪で学習会

タイ腕認定斗争の

出発めがす

6月12日、大阪府池田市労働セツルメントにおいて、頸肩晩学習会が行われた。当日は又労モビル大阪をはじめ、セネ石堺、シエル、ス

会社と、リハビリ就労斗争を行い、企業の責任追及をしていたが、企業はMさんの被災を業務上のものと認めないため、監督署の業務上認定を打ち取ること

学習会は、頭肩腕について、タイピストをはじめ、組合員の向での理解を深めるために行われ、たもので、Mさんを患者として孤立化させないこと、業務上認定斗争は斗いの一歩

又労はエッソ東京本店支部における大弾圧が現在吹き荒れており、この職業病斗争を通じて、組合の結束力を更に強固なものにしていかなければならないであろう。(中) 又労(全石油スタンダード労組)

労エッソ大阪・モビル東京等の参加もあり約30名が集った。モビル大阪支店では現在タイピスト、事務職の女性労働者に頸肩腕症が発生している。そのうちの一名Mさんは、醫治療と診断され

労災保険法が改善されるまでに1ヶ月以上を経過したが、大阪では各取場で「改善の内容」について、の学習会が数多くもたれ、独占資

南大阪

続々と労災保険学習会

『斗いはこれからだ』と確認

全港湾沿岸南支部でも、労働組合の代表者を集め、労災保険法の改善め学習会が開かれた。また、港地協でも、各

全金港合同支部では、現場労働者200名を集めて、労災保険改善内容を中心課題とする学習会が開かれた。

大阪

労働者の意見は革めず

全金大阪連合で連綿学習会

6月9日、全金大阪
重鉛支部において労働
職業病大学習会が組合
員約150名の参加で
行われた。支部では
田淵氏の脳卒中労災認
定向題、騒音・有機溶
剤など有害業務の改善
等への取り組みをほじ
めており、既に職場の
騒音についての調査は
行われている。連綿学
習会の企画は、きめ細
やかな学習討論によっ
て職場労働者の向題意
識を引き出し、権利意
識の向上のためであり、
その成果の上に、自主
健康診断体制を整えて
いくことの方角として
出されている。

当日は労働研医師・
京大安全センター・南
西労働者安全センター
事務局の方ならそれが
い、「労災職業病の原
因」「騒音と健康障害
」「労災保険法の改善
」についての講演が行
われ、その後質問・討
論を行ったあと、支部
作成の健康アンケート
用紙が全員に配布され
た。

今後、アンケート集
計の結果を一つの教材
としながら毎週水曜日
に、教グループに分け
て討論、学習会を行っ
ていくことと決定され
た。

6月5日、全金岩井
計算センター支部は組
合大会を開いて、夏季
一時金・田性保
護等についての
要求をまとめた。
夏季斗争のスト
権を確立した。
計算業界では
パンク部門を主
として、多数の
女性労働者が働
いている。資本
は低廉な、使い
捨ての容易な労
働カとして女性
を使い続けるた
めに、女性労働者
としての権利を
著しく奪い、働
き続ける事が困
難な状況を作り
出している。

女性保護に権利拡大を

全金岩井計算センター一時金大会で決議

中津

そこで、岩井計算セ
ンター支部でも、女性
労働者の権利拡大の向
題は組合の大きな課題
と

となっている。大会の
討論の中で、男性なら
「女性保護に關して
現在で充分だ
こ以上の要求
は甘えではない
か。しんどいと
言わなくても男に
はわからない」
との意見も出た
が、女性組合員
から活発に反論
が出された。
女性労働者の
権利拡大は、女
性ならずと労働
者であり続ける
ために必要であ
り、女性が労働
者であり続ける
ことは、労働者
としてどう仲間
がふえることだ
と

去る5月28日、京大 経済学部で労働運動に ついての自主講座がも たれた。全 金京滋地本 の小城氏が 講師として 招かれ、76 着斗は敗 北した。組合幹部の前 線逃亡がその一因であ る。しかし、資本家の 支配がある限り現場労働 者の怒りは消えない

京大

労働者の斗いに合流せよ

経済学部で自主講座

労働者の怒りは消えない。と訴えた。その後、学生なら「斗いに自らの未来を託すのな」と

末来を展望するのな、それとも労働者階級の斗いに自らの未来を託すのな、と

全く認められず、大阪高裁への控訴に及んだものである。当初彼についていた弁護士の途中解任という事情もあり、斗いのほとんどは市谷氏及びその家族の孤軍奮闘という形で進められてきた。そしてそれによる不利益な取扱いには目に余るものがあった。

“市谷さん裁判控訴審はじまる”

市谷さん裁判控訴審はじまる

6月8日、大阪高裁において、市谷義男氏の「監督署による労働補償打切り処分取消し」を求める控訴審が開かれた。

市谷さんは昭和44年、尼崎の利昌工業に入社したが、12日に当る8月19日、フオークリフト車に足をひかれ、足首とアキレス腱を負傷した。45年12月まで労災で休業、治療を続けていたが、12月26日には医師から治癒の診断をうけ、まだ足首の負傷が治っていないのに一方的に補償を打ち切られた。市谷さんはこれを不当として不服申請・再審査請求、神戸地裁提訴と手続きを進めたが、彼の主張は

皮切りに斗いは次の段階へ進んできている。裁判闘争は言うまでもなく、この相互労働の極みに達し、被災労働者に高圧的な態度をとりに続けている。尼崎労基署への斗争など課題は山積しており、支援組織など運動の拡大・充実が急がれている。

向う被災者への弾圧を許すな

全金井上油庄支部の労災
 斗争は被災者竹春が最死頭
 に立っている。だからこそ
 資本を追い詰めて数々の成
 果を勝ち取ってきたのだ。
 休業補償20%もそのひとつ
 なのである。

週刊新潮がこの向う被災
 者には中傷攻撃をかけてきた
 。資本行政の意図を代弁
 したものだ。というのは
 昨年の初頭より彼らは医
 師を抱き込んだ打ち切り株
 動一民社株株主の中傷記
 事(今回とはほぼ同内容)で
 自民党代議士の国会質問に
 長期への切り替えと、手を
 かえ品をがえて攻撃してき
 ているからだ。彼らの意図
 は「被災者は補償をやりが
 たくもらって病院でおとな
 しく寝とれ」というものだ。
 これは労災保険改悪の意図
 と同じである。

彼らの悪企らみを見抜き
 弾圧をはねかえし、被災者
 先頭に断固固い坂をこせ!

週刊新潮 7月1日号

28

社会

◎ 労災患者の『労災貴族』

—ムチ打ちで六年間の休職中—

京都市の油庄プレス機械メー
 カー、I社の労組委員長(三)
 は、上部団体の総評全国金城地
 業に就労した期間を除けば、六
 方本部のある共闘会議の事務
 局長も兼ねている。自分でトヨ
 ベットコナを運転してオルグ
 に出かけることもある。もちろ
 ン、自分の組合が会社側と閉交
 でもする時は、先頭に立って、
 大声もあげる。しかし、彼の本
 職は工員だが、昭和四十四年十
 一月以来、間に半年間ほど軽作
 業に就労した期間を除けば、六
 年間、会社を休み続けている。
 資本金一千万円、従業員五十
 名足らずの会社に、組合専従職
 員など置く力はない。彼は頭部
 外傷、頭頂部打撲傷、頸部挫傷
 —平たぐいえばムチ打ち症で
 会社を休み、労働者災害補償保
 険(労災)の適用
 を受けている障
 害者なのであ
 る。



ほかにも労災休職者の活動家がいる

労災の適用を
 受ければ、給与
 の六〇%の休業
 補償費、二〇%
 の特別金が支払
 われる。そのほ
 かにI社の場
 合、会社が四〇
 %の補償をする
 ことが労働協約
 で決まっているの
 で、事実上、一
 二〇%の給与を
 受ける形になっ
 ている。彼の月
 給は、ただい

ま二十四万円。

「工場のフォークリフトに飛び乗るときに、頭を打ちつけた」という「労働災害」が起つたのが、昭和四十四年十月のこと。その二日後に、彼はムチ打ちの診断を受けるのだが、一カ月後に、会社は彼を解雇してしまう。その理由を、会社側は、「製品のことで、社長に叱責された彼が、山ネコ・ストで対抗したからだ」といい、彼の側では、「劣悪な職場の状況を改善するために、結成を急いでいた組合つぶしがネライ」という。結局、四十六年十月に、中労委の勧告に基づいて和解が成立するまで、両者の争いが続いたのだが、その後、半年間、会社に戻って軽作業に就労したことで、彼の病状は悪化してしまった、というのである。「軽作業だというので出かけて行ったら、穴を掘らされたり、丸太で足場を組まされたりした」結果なのだそう。

当の副委員長氏――

「いまはハリ治療に週二回通い、あとは寝ています。足はむくみ、頭が痛む。二、三日は何事も無い日が続いても、そのあとに痛みがくる。腰への注射など、病気でない者はつらくて打てるものじゃないですよ。会社へ出て、電話番くらいしたらどうか、といわれてもできません」ムチ打ち症では症状もつかみにくいだろうが、病気なのか、仮病なのか、その判定を下すのは誰か。医師であり、労働基準監督署である。

関係者の一人がいう。「彼は、本当に具合が悪いんだな、と思いましたがね。医者に治ったといわれても、彼にしては労働の被害者であることをタテに会社側と争うことができなかったのは困る。そこで、あえて治療を要求する。ならばというので医者はさまざまに工夫をする。あんなにいろいろ治療を受けたら、病気でない者だって病気になるですよ」この三月末、彼は、会社と「和解」して短期療養患者から、自分、社会復帰の見込みのない、長期療養の扱いに移行したという。なかが、「和解」なのか。法的にはこれで会社が彼を解雇できることになったのだが、「とによってわかにクビを切ることはしない」という約束なのだそうである。

「これか」
「労行政だ」
全労組連
(1500円)

資本と工着する
労行政を
内部から
鋭く告発!

安全セーフで取扱中
(増雇要求の署名にも
御協力を)

お知らせ

労災保険法改悪を
許すな(II)

改悪案国会通過糾弾
一昨いはこれからだ

公務災害補償法改悪の
内容も掲載

労働条件改善の指針

才4回

労災職業病と闘う
関西交流集会

報告書

只今印刷中!!
遅くとも申し訳ありません

研究室を足場に 反汚染・職業病、公害斗争

岡山大学医学部衛生学教室有志

土呂久鉍毒事件

鉍毒に身も魂もやつれはて
石野のごとくなりし我身ぞ

佐藤 アヤ（土呂久
鉍毒被害者）

我人生の宿命なれど 毒の煙
びなかりせば 此の世に幸
の多かりし うらみはつきめ
蒼のあと

佐藤鶴江（同）

宮崎県西臼杵郡高千穂町は大
分県と熊本県の県境に近く、神
々の里と呼ばれる。天の岩戸を
通って更に奥に入ると土呂久（
とろく）がある。公害問題とは

無縁であるかのような民話の里
にも恐るべき被害があることな
昭和46年に地元の教師達によっ
て告発された。教師達は自分達
の生徒達の健康状態を観察する
中で、うずもれようとしてつあ
った鉍毒が今も尚、人間を傷し
つつあることに気づいたのであ
った。土呂久の鉍脈発振は一五
〇〇年代にはじまったといわれ
る。金・銀・錫・鉛・亜鉛等の
豊富な鉍山であったという。明
治以降は亜硫酸の製錬が行われ
るようになり、大正年間には本
格的操業となり、戦時体制下で
ありながら住民の反響で操業停
止の時期があった程。被害が大
きかったという。

戦後再開後、昭和37年の閉山
まで、橋本場所と都路は近接し
た位置であり、鉍山に従事した
ものだけでびく、住民家族、牧
畜・種物への被害が猛烈であつ
たことは今だに語りつがれ、記
録にも残されている。

教師の告発後、宮崎県は即ち
する形で調査を実施したが、8
名の要精種者を出し、他の者
については被害はなく、今後の新
しい進展や環境汚染も否足して
しまった。

自主健診に 住民の熱い期待

私達が被害者の要請をうけて
自主健診団（高知・北九州・名
古屋等からも参加）を組織し、
現地において検診を行ったのは
昭和49年10月のことであつた。
県外から重病の身をおして参加
した被害者もふくめて約120名に
ものほった。この検診には支障
細織を結成して、市民に訴えを
続けたリ、カンパを集めてきた
市民団体や地元の労働組合員も

貴重な時間をさいて参加し、古い集会場の設営から呼出し、受付、検診の補助等を行った。

この時点では何回かのだしおじみの発表によつて行政的へ公官健康被害補償法による才二種地域の指定をうけていた。に既に48人の患者が認定されていたが、才一次認定者が知事の斡旋者として住友金属の依託をうけ、いゆる地元で「密室の強品」といわれるやり方で最高320万という価額で妥協させられていただけに、自分達の被害を何の偏見もなく受けとめてくれるであろうという期待がひしひしと感ぜられたのであった。

企業犯罪を直視する医学者

我々の総括は、砒素という一つの毒物に限定した鉍毒事件の把え方、砒素による健康被害は鼻中隔穿孔と砒素疹（皮膚症状）（後に多発性神経炎も加えられた認定が行なわれた）のみとした医学的判断基準を中心に、加

害者保護法と呼ばれる法律の地域指定、疾病指定、症状規定の明らかな切りすての論理がそこに存在すること、地方自治体が加害企業と国の立場擁護に地元民を疎切している事実の告発、そしてそれらの陰で何の責任も追及されない企業の定数こそ社会医学の問題として最も重要であるというものであった。このような形で行なわれる切り捨ての為の検診に、何の批判もすることなく、医学の権威として参加している医師団の責任も決して少なくない。

認定の陰に死者の怨念

自主硬診の後、被害者は検診団の意見書をつけて認定を拡大する運動をすすめている。これに對して、当面全ての窓口として被害者の壁となつて、いる自治体は、何の誠意をも示していない。

だしおじみの行政検診は、本年3月新たに38人の認定を行

計86人となった。山村の一部落に住み、働いた人達の中で検診をうけるのは30人にもたらない。その中で、行政的にさえ計86人（別に保留中のものは名）もの砒素中毒患者へ3つの症状のみによつて選別される。が出たという事実の大きさには恐るべきものがある。

世界的に稀有の事件であるが、これだけの表面に出た被害者の陰にどれだけの死者か、あるいは、認められない被害者があるうなという考えをめぐらすことは、常識の肉體でもあろうが、真黒日皮つに腹水をためて死んでいった人達（当時を知る医師の証言）、気管支炎や肺癌で若くして死んでいった人達の復権は、現在、咳や痰で悩んでいる人達が救われる可能性以上に小さい。

もう泣き寝入りしない
続々と三二二

宮崎県は保子的な県だとい

れるが、今まで社会的な事との
 ななわり等、おおよそ関係な
 ったかの如き被害者が力強く立
 ちあがっている。又、これを支
 援する人達も決して働きざかり
 とはいえない人達を軸に広がり
 てきた。

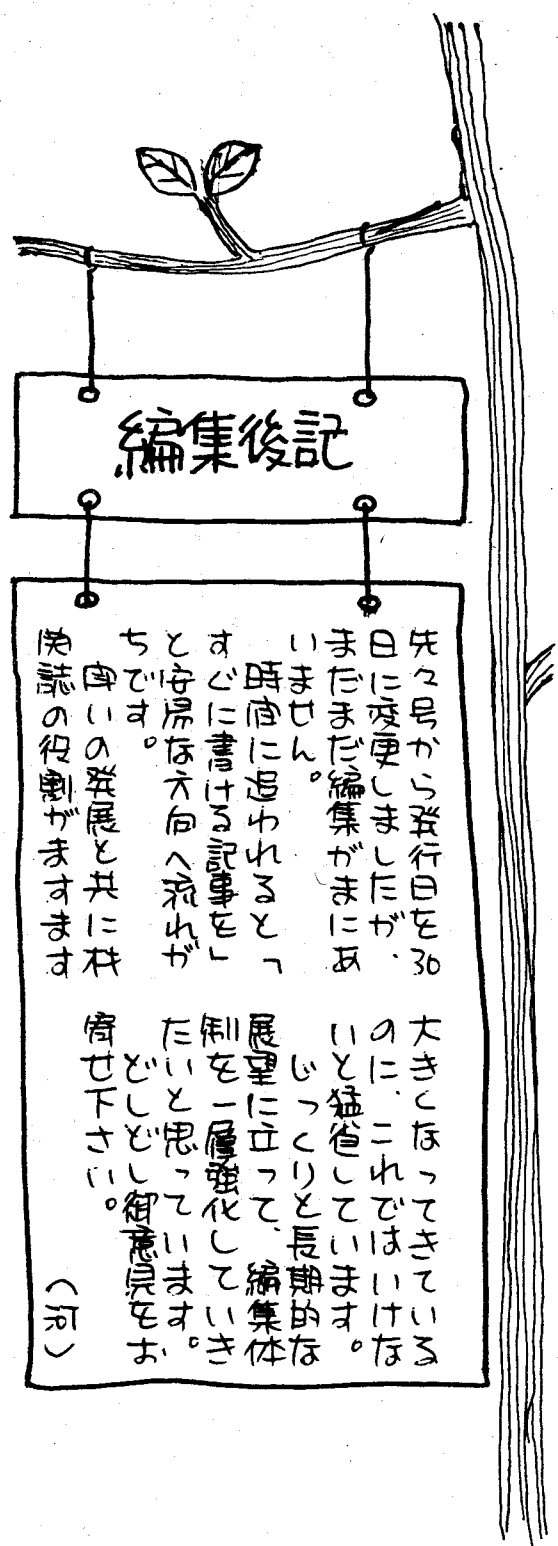
才三次認定の10名中3名は知
 事の斡旋を拒否している。又、
 6人の被害者(死者1名)達は
 鉱業法10条に依って、2億円に
 近い訴訟に入った。このような
 新しい局面は全国に約6000
 余ヶ所あるといわれる休廃止鉱

山の鉱毒被害と、各地に散って
 いる被害者の復権への道標とな
 るであろう。土呂久鉱山被害者
 は松尾(宮崎県)、笹ヶ谷(島
 根県)の被害者とも同種の被害
 者として連帯していることも重
 要な足がかりであるといえる。
 そして又、このことは、スクラ
 ップ・アンド・ビルド式に資源
 も人も雑巾のようにすてきた
 我國の経営の論理にも強い戒め
 を与えるものとなるう。

(文責 太田)

△参考資料▽

- ① 田中哲也、土呂久鉱毒事件、三省堂新書、一九七三
 - ② 土呂久、松尾等鉱毒の被害者を守る会編、怒民の復権、鉱毒新書一、鉱脈、宮崎、一九七五
 - ③ 磯岡誌「鉱毒」、土呂久、松尾等鉱毒の被害者を守る会発行、宮崎市平和ヶ丘北町六一三、田中初穂方
- TEL ニオーニオー
 ④ 日弁連公害対策委員会、休廃止鉱山鉱毒報告書 一九七五



編集後記

先々号から発行日を30
 日に変更しましたが、
 またまた編集がまにあ
 いません。
 時向に迫られると、
 すぐに書ける記事が
 と守房な方向へ流れが
 ちです。
 専一の発展と共に村
 誌の役割がますます

大きくなってきた
 のに、これではいけな
 いと猛省しています。
 いっくりと長期的な
 展望に立って、編集体
 制を一層強化してい
 たいと思っております。
 どうぞし御意見を
 寄せ下さい。

(可)

夏期一時金百万円カンパへの協力のお願い

資本主義の危機が深まるにつれ、政府は益
益反動化しています。

労働行政の面においても、先の国会期間中
の5月19日、労災保険法等の改悪案を成立さ
せ、更に次の手を打とうと、着々と準備をす
すめています。それに対する労働者側の反撃
体制は未だ充分とは言えません。しかし、労
災保険法改悪阻止斗争においてみられた様に、
現場労働者の怒りは着実に組織されつつあり
ます。

そして、関西労働者安全センターも不充分な
からその斗いの一翼を担うだけの力をつけて
きました。

一 左前の安全センターなら、この様な法案
改悪阻止を運動の重要な課題として斗いを組
織できたかどうな疑問です。ともすれば、個
別斗争にのみ目を奪われ、総体としての動き
には横目で眺めて手をこまねいているだけで
あった我々が何とかそういった流れにも対応
できる様になつたことは、一つの大きな発展
であると自負しています。

発足以来、2年余、財政的にもようやくメ
ドはつき始めました。やはり運動を支えま

るにはまだ不足していると言わねるを得ませ
ん。常任の活動費をギリギリに抑えることで
何とか乗り切っているのが現状です。そこで
常任にも夏期一時金を出したいと考えていま
す。更に、何と言っても運動を拓げていく
には資金がなかなると言えます。労災保険法改
悪反対斗争を進めるにあたっては、情宣等に相
当の費用がなかり、そして何よりも労災保険
改悪の定質化をくい止める斗いは正にこれな
ら始まるのです。これらの今後の運動のため
にもさらに資金が必要とされています。

今後とも運動を発展させると共に、会員・
購読者を拡大して財政基盤の確立に努めます
が、現在の財政状態拡充のため、一時金カン
パを許える次第ですので御協力をお願いしま
す。

一九七六年 六月十一日

関西労働者安全センター

大阪市淀川区本庄東通り四丁目一番地
三和ビル二二二号室
TEL (06) 374-1299



昭和50年10月29日第三種郵便物認可

「南西労災職業病」26号

51年6月30日発行（毎月1回30日発行）

夏期一時金カンパに
協力を！

岩佐労災問題の経過

原電敦賀発電所は、昭和四十五年三月に運転を開始して以来、数回の停止を繰り返しながら営業運転を続けていましたが、昭和四十六年五月二日、「計画停止」をして四十五日間の予定で補修作業をしました。

岩佐さんがパイプに穴をあける職人として原子炉建屋に入ったのは、丁度この期間中の五月二十七日のことでした。そして、作業用の足場が組んである炉心付近の狭苦しい場所で放射線被曝を受けました。

一週後、右膝に水ぶくれをともなった赤いカブレができ、高熱と倦怠感におそわれたのです。そして、働くこともできず各地の病院を転々としました。しかし、最後の頼みと昭和四十八年七月に阪大病院へ行き、そこで始めて「放射線皮膚炎の疑い」と診断されました。その後半年を費して敦賀発電所の現場調査、医学的な誘発試験、各方面の専門家の慎重な討論等が行なわれ、昭和四十九年三月、ついに「放射線皮膚炎、二次性リンパ浮腫」と断定されるに至りました。

ここで始めて敦賀発電所での被曝が明白となったので、岩佐さんは、昭和四十九年四月、日本原電を相手として損害賠償請求訴訟を大阪地裁におこし、更に、敦賀労働基準監督署に労災保険の申請をしました。これが岩佐労災闘争の始まりなのです。

※ ※

岩佐さんの「診断書」が出たときは、丁度政府・電力会社・マスコミが三位一体となって「六千万キロワット夢の原発計画」を押し進めていたときでした。岩佐さんの被曝の事実は、

「原発の推進には労働者の被曝がつきものである」ということを証明することでもありました。政府・電力会社にとって、この事実は、大変不都合なものなのです。

岩佐さんの被曝問題が国会で取り上げられると、政府はすぐに原発推進側の学者を集めて「被曝事故調査委員会」をつくりました。この「調査委員会」は、非公開で、しかも本人や主治医の意見を全く無視し、原電側の資料のみにもとづいて「被曝はなかった」との結論を出し、マスコミに発表するやいなや解散してしまいました。学者の「権威」で岩佐さんの被曝を社会的に抹殺するというのは、きわめて汚ないやり方です。また、朝日新聞の科学部は「岩佐さんの被曝は疑問だらけ」という中傷記事をのせました。政府・電力会社・マスコミは、被曝の事実を隠ぺいするのに躍起となっているのです。

敦賀労働基準監督署の対応も、例外ではありませんでした。

署長以下二人の課長は、多くの人達の追及にあつて「岩佐さんの労災は早急に認定しなければならぬ」と確認書を書いたのですが、昭和五〇年十月十二日に本人に知らせる前に労災不支給の決定をマスコミに発表したのです。

敦賀署の不認定の理由は、署独自の調査を何ら行なわず、日本原電の資料だけを根拠にしており、しかも労災認定の原則である本人の事情聴取、主治医の診断書・意見書を全く無視したきわめて不当なものなのです。

現在、岩佐さんは、労災審査官に対し、敦賀労基署の判定の取消しを求め、公正な労災審査を要求しています。

岩佐嘉寿幸さんの公正な労災審査要請書

日本原電敦賀発電所で、作業中に放射線の被曝をこうむった岩佐嘉寿幸さんに対し、敦賀労働基準監督署が行なった労働災害補償保険（療養の費用・休業補償給付）不支給の決定は 一、本人より事情聴取をしていない 二、主治医の診断書を無視している 三、日本原電の資料のみを採用している 四、敦賀労基署の不支給決定の理由はいずれも根拠がない、というまったく不当なものである。

私たちは岩佐さんの基本的人権が、抹殺されるのを黙視できない。それゆえに、貴労働者災害補償保険審査官に対し次の点を強く要請する。

- 一、本人から事情聴取を行なうこと
- 一、主治医の診断書を採用すること
- 一、原電側の資料のみによらず独自の調査を行なうこと

以上実施のうえ、公正な審査にもとづき、敦賀労働基準署の不支給の決定の取消しを要請する。

労働者災害補償保険審査官 殿

取扱団体名

岩佐労災闘争支援共闘会議 関西労働者安全センター一気付
大阪府大淀区本庄東通4の1 三和ビル22号 Tel 06 (374) 2991
共賛 原水禁日本国民会議 Tel 03 (294) 3994

